

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 年の途中で亡くなった同居老親等

Q : 私の母は78歳で所得はなく、私と同居しているため、私の同居老親等として扶養控除等申告書を提出していたのですが、その母が今年の7月に病気で入院し、9月に他界しました。

今年の年末調整では、母について控除を受けられるでしょうか。

A : 今年度の所得税についても、お母さんが同居老親等に当たるものとして58万円の控除が受けられます。

【解説】

親族等が同居老親等その他の扶養親族にあたるかどうかは、原則として本年12月31日の現況で判断するものとされていますが、親族等が年の途中で亡くなった場合には、その死亡の時（お母さんの場合には9月当時）の現況で判断することとされています。

ところで、あなたのお母さんは、亡くなった当時は入院されていたため同居していなかったこととなりますが、国税庁の通達では、「所得者等との同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため、たまたま入院していることにより別居している場合には、同居老親等に該当するものとして取り扱う」とされています。したがって、あなたのお母さんの場合も、同居老親等になります。

なお、お母さんの入院費をあなたが負担されていたのであれば、医療費控除の対象となりますが、医療費控除は年末調整では受けられないため、ご自分で確定申告をする必要があります。

